



千葉県公安委員会告示第76号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年4月27日

千葉県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和8年5月28日 午後2時開始
- 2 聴聞の場所 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号
千葉県警察本部1階聴聞室